

障害者政策委員会（第12回）議事録

○石川委員長 定刻になりましたので、第12回「障害者政策委員会」を開催いたします。

本日は、お忙しい中御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本日の会議は16時30分、4時30分までを予定しております。

大谷委員と花井委員が御欠席との連絡をいただいております。また、竹下委員は所用により少しおくれるとの連絡をいただいております。また、嘉田委員の代理として、滋賀県副知事の西嶋栄治様に御出席をいただいております。

まず、本委員会における発言のルールを確認させていただきます。

まず、委員長が発言を求めます。発言を希望される方は挙手をお願いいたします。指名を受けてから発言をお願いいたします。可能な限りゆっくり、わかりやすく御発言いただきますようお願いいたします。できれば最初に結論を述べ、その後、理由あるいは説明を述べていただくのが望ましいかと存じます。御発言の際は、できるだけマイクに近寄ってお話しいただき、発言後は必ずマイクのスイッチをオフにしてくださいようお願いいたします。

本日は、報告事項が2件と議事が2件ございます。

議事の1は、第2次障害者基本計画の実施状況についてフォローアップ、追加的確認を行うということであります。

議事の2は、前回に引き続きまして、障害者差別解消法に基づく基本方針の検討として、関係団体からヒアリングを行います。

まず、資料について事務局より御説明をいただきます。

○加藤参事官 それでは、本日の会議の流れと資料について御説明いたします。

本日の会議では、まず報告事項として①障害者差別解消支援地域協議会体制整備事業の実施に係る同協議会の設置・運営暫定指針、②としまして、障害者権利条約の国内モニタリングに関する国際調査についてそれぞれ御報告いたします。

次に、平成24年度が最終年度となっております第2次障害者基本計画の実施状況についてのフォローアップを行います。その後、前回に引き続きまして、障害者差別解消法に基づく基本方針の検討として関係団体からヒアリングを行い、意見交換を行っていただきます。

資料としましては、資料1ということで「障害者基本計画の進捗状況～平成24年度～」という大部なものでございます。

資料2としまして、基本方針に関する関係団体からの意見というのを用意しております。

机上には、障害者差別解消法の条文、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律Q&A集等、議論の参考用に資料を置かせていただいておりますので、適宜御参照ください。

また、参考資料1としまして、障害者差別解消支援地域協議会体制整備事業の実施に係

る同協議会の設置・運営暫定指針。

参考資料2としまして、その概要を2枚。

また、参考資料3としまして、平成25年度障害者権利条約の国内モニタリングに関する国際調査実施報告をお配りしております。

具体的な進行についてでございますが、途中10分の休憩を2回挟みながら進めます。タイムスケジュールとしては、この後14時10分ごろまで2つの報告事項、その後10分間休憩を挟み、14時20分～15時35分まで第2次障害者基本計画の実施状況について意見交換を行います。その後10分間休憩を挟み、14時45分～16時25分まで、障害者放送協議会からのヒアリング及び質疑応答という流れを想定しております。

本日の会議の流れ及び資料については以上でございます。資料の不足等ありましたら、事務局まで御連絡ください。

なお、本日追加で、ヒアリング用の資料がお手元に別途あるかと思えます。2枚とじたものであります。

それから、もう一つ、障害者制度改革担当室の新しいメンバーを御紹介したいと思います。4月1日から、立命館大学から青木千帆子、平塚市役所の方から又村あおいがそれぞれ着任しております。

事務局からは以上でございます。

○石川委員長 それでは、議事進行について御協力をお願いいたします。

それでは、まず報告事項の1としまして、障害者差別解消支援地域協議会体制整備事業の実施にかかわる協議会の設置・運営暫定指針について、会長の野澤委員より御報告をいただきます。

○野澤委員 こんにちは。地域協議会の設置・運営指針をつくる暫定指針ですが、この指針をつくる検討会の会長をさせていただいております。

この検討会ができてからこれが決まるまでにわずか3カ月という非常に慌ただしい時期で、しかも、この4月から既にモデル事業の準備を始めている自治体もありますので、何としてもこの4月に間に合わせるということで、全力で走りながらつくったというのがこの暫定指針です。

内容については不十分な点は多々あるかもしれませんが、とりあえず暫定指針ということで、これがないとなかなかモデル事業が始まらないというので、この点を御理解いただきたいと思います。その内容については、後ほど事務局のほうから説明していただきたいと思いますが、法律では地域協議会を設置することができるという非常に緩い規定になっていて、自治体に対して影響とか強制力を持つてつくらせるということなかなか難しいことであります。しかも、自治体がいろんな事業をこの数年担ってきている状況の中で、予算や人員の不足しているところでまた新たなこういうものができるのかということで非常に警戒感、心配する声が強いは事実であります。

なので、これを十分に理解していただいて、一体となって取り組んでいくためには、自

治体の理解と本気になって、その気になってやっていかなければいけないということを痛感しております。ただ、いろいろ検討していく中で可能性というものもいろんなところに見えてきているのも事実で、これからモデル事業をやっていく中でそれぞれの自治体の事情もあると思いますので、その辺も組み入れながら、よりよいものをつくっていきたいと思っております。官も民も一体になって、中央も地方も一体となってやっていきたいと思っておりますので、今後とも御協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

私のほうからは以上です。

○石川委員長 野澤委員、ありがとうございました。

それでは、加藤参事官のほうから御報告をお願いします。

○加藤参事官 それでは、私のほうから暫定指針について御説明をいたします。

参考資料1というのは、運営暫定指針の本文でありまして、それを要約してスライドにしたのが参考資料2というものでございます。適宜、参考2をごらんいただきながら聞いていただければと思ひます。

今、野澤委員から御説明がありましたように、今年の1月に検討会を立ち上げ3回にわたり御検討、御意見をいただいてきたところでありまして、今年の3月に障害者差別解消法支援地域協議会体制整備事業の実施に係る同協議会の設置・運営暫定指針というものを作成したところでございます。

これの中身でございますけれども、1としまして「地域協議会を組織する趣旨」ということであります。障害者差別解消法におきましては、地域において障害者差別に関する相談や紛争の防止解決を推進するためのネットワークを構築する観点から、国や地方公共団体の機関が地域協議会を組織することができるとされております。

地域協議会の事務は、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取り組みに関する協議を行うこととされております。

例えば障害者差別に係る事案につきましては、①としまして、適切な相談窓口を有する機関の紹介や具体的な対応例を共有することによる協議でありますとか、②としまして、紛争の解決や複数の機関で紛争解決等に対応することなど、障害者差別に関する相談等に係る協議、③としまして、構成機関等による周知・啓発活動の取り組みについてなど、地域における障害者差別を解消するための取り組みに関する提案に係る協議を行うことにしております。

2としまして「地域協議会の基本的な仕組み」でございまして、地域協議会を組織するに当たっては、庶務を担うこととされている都道府県、市町村、特別区など、地方公共団体が主導して組織する。また、新たに地域協議会を組織する場合には、必ずしも条例を根拠とする必要がないこと。

次に、地域協議会の構成員としましては、障害者の日常生活及び社会生活にかかわりの深い機関等が参加すること。具体的には、参考資料の表に掲げられているとおりでござい

ます。

3としまして「都道府県単位で組織する地域協議会と市町村単位で組織する地域協議会について」ということで整理しています。

都道府県の地域協議会では、事案の情報共有及び構成機関等への提言、地域における障害者差別解消の推進のための取り組みに関する協議、提案、市町村の地域協議会から情報提供または協力を求められた事案の対応に係る協議などを考えております。

市町村の地域協議会では、事案の情報共有及び構成機関等への提言、事案の解決を後押しするための協議、事案について都道府県の地域協議会への情報提供、または協力を求めるか等が考えられるところであります。なお、市町村が地域協議会を組織していない場合は、都道府県の地域協議会が同じ内容を扱うと考えております。

4としまして「地域協議会の事務局」であります。想定される部署としましては、各地方公共団体の障害者施策主管部局を想定しております。

5としまして「相談及び紛争の防止等のための体制」ということでは、障害者差別解消法では、国及び地方公共団体は、障害者及びその家族、その他の関係者からの障害者差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害者差別に関する紛争の防止または解決を図ることができるような体制の整備が求められているところであります。

そのため、相談窓口からの地域協議会への情報提供も重要な役割と考えておまして、特に地域内に他の適切な機関がない事案、複数の機関による連携が必要と思われる事案、紛争の解決に至った事案。

障害者御本人は障害者差別と認識しないが、困難を抱えているような事案につきましては積極的に情報提供されるべきと考えております。なお、情報提供に当たりましては、個人情報保護に留意する必要があるということでございます。

6としまして「既存の協議会等との関係」でございます。

新たに組織するか、既存の協議会を活用するかにつきましては、地域の実情に即して地域協議会を組織する国の機関及び庶務を行う地方公共団体等の判断に委ねられるところでございますが、いずれにいたしましても、地域の実情を踏まえて組織することが重要であると考えております。

7としまして「秘密保持義務」の関係でございます。

今年度から始めます体制整備事業は障害者差別解消法の施行前に行われるものでありますことから、地方公務員法でありますとか刑法等による秘密保持義務があるものを除きまして、障害者差別解消法上の秘密保持義務は生じないことに留意する必要がある。そのため、この地域協議会の構成員に対して誓約書の提出を求めるなどによりまして秘密保持義務を担保することが求められるところでございます。

以上がこの暫定指針の概要でございます。障害者差別解消支援地域協議会体制整備事業につきましては、今年度から幾つかの地方公共団体で実施することを予定しております。その際には、各地域においてフォーラムを開催する、あるいは最終的に各地のそういう取

り組みを紹介するシンポジウムを東京のほうで開催するような形で関係者の皆様方に情報提供をするということを考えております。

また、地域協議会のあり方検討会につきましては、今後、当事者も含めた構成員の増員など、引き続き地域協議会のあり方について意見交換を実施していきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○石川委員長 ありがとうございます。

若干の時間ですけれども、御意見、御質問を受けたいと思います。御発言を希望される方は挙手をお願いします。

それでは、清原委員、お願いします。

○清原委員 ありがとうございます。全国市長会、三鷹市長の清原です。

このたび、野澤委員を初めとする皆様には、「障害者差別解消支援地域協議会体制整備事業の実施に係る設置及び運営の暫定指針」をおまとめいただき、ありがとうございます。それぞれの地方公共団体、自治体は、今、御説明にもありましたように、それぞれの地域の特徴やこれまでの経過、事情がございます。それらを尊重しながら、自治体が自立的に、自主的に地域協議会を検討していく上で、この暫定指針というものであれ、本日御紹介いただきましたものは有益だと思います。

そこで質問させていただきますが、今後、この暫定委指針に基づいてモデル的に幾つかの自治体で取り組みをされるということですが、その自治体の類型というのでしょうか、政令市であるとか、中核市であるとか、あるいは人口規模でどのぐらいの規模のところでお考えか。都市的な性格の自治体と、どちらかといえば中山間地というか、そういうところの自治体では事情も異なるかと思えますし、これまでの障害福祉の取り組みなどによって幾つかの類型を持ったモデル地域での取り組みがあれば幸いだと思ひまして、現時点でどのような自治体の特徴を持っているところでまずは始めていただけるかということと、2点目は、今後、この協議会のあり方について検討される場合、当事者も含めて構成員を拡充しながら検証されていくということで、これもこれから準備する自治体にとっては大変ありがたいことだと思ひまして、モデル事業の取り組みを検証しながら、あわせて今後どのような視点で検討を続けていかれるか、お考えのことがありましたら教えていただければと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

○石川委員長 ありがとうございます。

これは事務局、会長、どちらに。

では、加藤参事官、お願いします。

○加藤参事官 では、最初のほうの御質問でございますけれども、今現在はまず規模別に申し上げれば、都道府県、それから政令市、あとそのほかの都市ということで3層ぐらいを考えております。どういった地域を考えるかといいますと、結構全国地域によってばら

つきがいろいろあるかと思いますが、東北なり関東なり近畿なり、そういったブロック単位の中でどこか1カ所ずつぐらい選べればなと思っています。その際に、都道府県、政令市あるいはそのほかの都市という形で3層を選べればと思っています。

その地域協議会のあり方でございますけれども、実際にモデルとして動いていただける地方自治体、そういった運営協議会のメンバーと私どもの協議会のメンバーがなるべく、ある種、渾然一体というところであれですけれども、さまざまな形で議論をし合っていく中で、ある程度国のほうの協議会の中にも地方協議会のメンバーに入っていただく、あるいは地域協議会のほうに私どもの検討会のメンバーが出席するというような、そういうようなことを考えているところでございます。

○石川委員長 清原委員、どうぞ。

○清原委員 御説明ありがとうございました。今、言っていただきましたように、地方の協議会ですので、自治体関係者、それから当事者、またさまざまな障害者を支援されてきた団体の御意見とともに、国の担当者の方も一緒になって、今、「渾然一体」となるといって表現されましたけれども、「パートナー」としていろいろな角度から御検討をさらに進めていただければありがたいと思います。

以上です。

○石川委員長 ありがとうございます。

それでは、関口委員、お願いします。

○関口委員 全国「精神病」者集団の関口明彦です。

1枚紙を見ますと、地域協議会の組織は必ずしも条例を根拠とする必要はないことに留意と書いてありますけれども、例えば障害者虐待防止法は全自治体に必置義務がございますけれども、これが実効的に働くためにはどうしても条例の担保が要するというところでございます。障害者虐待防止委員会あるいは自立支援協議会といったような、いわゆる既存の協議会との関係がここに書いてあるだけではイメージがよく湧かないのですけれども、その御説明を少しお願いしたいということ。

もう一つは、運営方法に代表者会議、実務者会議を設けることなどが考えられると書いてあるのですけれども、代表者会議とか実務者会議とか、あるいは実務者会議が幾つかに分かれるのかとか、そういったようなことは例えば今考えられているモデルケースの中ではどのようになっているのか、お教え願いたいと思います。

○石川委員長 ありがとうございます。

こちら事務局長のほうでお願いします。

○加藤参事官 最初のほうの御質問でございますが、この障害者差別解消法のためにあえて新しく地域協議会を更地から建てるという方法もちろんあるだろうし、今、関口委員のほうから御質問のあった既存の虐待差別の関係の協議会を活用するというのもあるのでしょうか、高齢者の協議会を使うという手もあるかと思っています。

ただ、いずれにしても、地域でいかに地域協議会を立ち上げて運営しやすく、実際

に運営していくのかということ考えた上で、地方公共団体のほうの庶務を行うところで御判断をいただきたいと思っています。その際、一番重要なのは、地域の実情を踏まえて組織していただきたいということでもあります。

条例ということで申し上げれば、条例がないからこの協議会をつくりませんよという理屈はないということであって、当然条例化できるのであれば条例化していただくことは全然問題はありませんし、やぶさかではございません。ただ、条例がないからといってこの協議会をつくらないという理屈はないよという趣旨でございます。

2つ目の質問につきましては、さまざまな協議会の運営の仕方があるわけですので、お示したような、構成機関等を眺めていただきますとわかりますように、結構大きな委員会を想定してしまうとなかなか地域によっては荷が重いということがあろうかと思えますので、そのこの運営の仕方についても、こういう大きな親委員会を立ち上げていただいて、その下にある種実務者委員会というようなもう少し小回りのきくものをつくるという、そういう2段階の構えもあるのかなということでありまして、これも必ずしもこのとおりにやらなければいけないということではなくて、あくまでも地域において協議会を動かしていただくための方便といいますか、そういうようなものを例示的にお示したと御理解いただきたいと思えます。

○石川委員長 それでは、北野委員、お願いします。

○北野委員 北野です。

特に障害者差別解消法のほうでは明確にされていなかった、明記されていなかった障害者当事者を地域協議会のほうに参加、参画できるというように明確していただいたのは非常にうれしく思っております。

1つ私のほうの意見ですけれども、最初に地域協議会を組織する趣旨のところ、個別事案ごとに差別か否かの判断を行うことまでは想定されていないことを留意と書いていただいておりますが、一方で3番の②で「事案の解決を後押しするための協議」と書いてありますね。つまり、事案を解決するということは何らかの形で判断がなければ、差別があるかどうかわからないのに事案を解決することは難しいでしょうから、ここは問題を解決するための解決のための権限は法的に有していないということはわかるのでありますけれども、余り差別か否かを判断することについて強調されないほうが3との整合性はとれるのではないかなと思いました。

以上です。

○石川委員長 これは御意見ということでよろしいでしょうか。

○北野委員 はい。

○石川委員長 それでは、時間が押していますので、あと三浦委員長代理、最後にということ。

○三浦委員長代理 全国身体障害者施設協議会の三浦でございます。

いただきました指針のイメージ図の枠の中に、相談窓口としても非構成としても出てき

ているNPO法人という記載、これは内閣府がさきに出されました差別解消法のパンフレットでも「NPO法人等」ではなくて「NPO法人」と書かれておりまして、これは断定的なものなのかどうかをお尋ねしたいと思います。地域によっては一般社団の法人で、ここに見合う団体もあるかもしれないので質問です。

○石川委員長 事務局、お願いします。

○加藤参事官 先生、恐縮でございます。まさに先生の御質問の趣旨のとおりでありまして「NPO法人等」でありまして、ここはイメージという形であくまでもそういうように簡単にお示ししています。

○石川委員長 それでは、時間もございますので。

○野澤委員 すみません。私から一言。

○石川委員長 どうぞ。

○野澤委員 大変貴重な御意見、ありがとうございます。できるだけ皆さんの意見、今後とも反映していきたいと思っております。

この地域協議会は本当にどうやればうまく機能するのか、この1点にかかっているような気がするのです。先ほどもありましたけれども、条例がなくてもできますけれども、やはりいろいろ考えると条例があったほうが機能すると思います。でも、これをこちらから強制するわけにはいかない。やはり地域主権というのが大前提です。こういうものを取り組みながら、やはり条例があったほうがいいねという声が地域のほうで起きていただくのが理想なのかなと思っております。

もう一つは、うずもれている差別というか、つらい思い、嫌な思いをしているものをどうやって表に出してくるのか、これがとても重要なところで、これをやるには障害当事者や家族、ここがきちんと地域の中にかかわっていかないと本当の声は出てこないと思うのです。ですので、この点については今後も重視して取り組んでいきたいと思っております。

以上であります。

○石川委員長 ありがとうございます。引き続きよろしく願いいたします。

それでは、報告の2つ目としまして、平成25年度の障害者権利条約国内モニタリング国際調査実施報告ということで、これは私のほうから簡単に報告させていただきます。正式な詳細な報告書は5月末、もしくは6月になろうかと思っておりますので、きょうは本当に簡単に報告させていただきます。

まず、調査目的は諸外国の国内モニタリングの実施状況を把握することにより、我が国の障害者政策委員会の運用などの国内モニタリングの適切な実施に役立てることを目的としています。調査対象国として、イギリス、ドイツ、韓国、オーストラリア、そしてアメリカの5カ国。ただし、アメリカは締約国ではございません。この5カ国を対象としています。

3番目に調査事項ですけれども、障害者施策に関する基本的な枠組み、関連組織、法令、基本計画等。

2つ目として、障害者権利条約の国内実施体制。

3つ目として、国連の第1回の報告書の策定課程について。

4つ目として、国内モニタリングの枠組みについて。

5つ目として、その他となっています。

ここでは、調査結果の概要として、さきの①～⑤のうちの②～④について簡単に報告いたします。

まず、実施体制についてですけれども、調整の仕組みは国によりかなり違っているということがわかりました。例えばイギリスは中央連絡先が調整の仕組みを兼ねているのに対して、例えばドイツは連邦政府弁務官が調整の仕組みと指定されており、その弁務官の下に包容諮問委員会という市民社会から委員を務める委員会を持って調整の機能を充実させています。

一方、韓国は非常設の障害者政策調整委員会というものが調整の仕組みとして指定されているといったような具合です。

また、基本計画の策定については、イギリスとドイツは条約を批准してから全国レベルの障害者総合計画をつくるようになっていきます。

それから、市民参加についてですが、各国ともに調整の仕組みは政府と市民社会との対話の場として機能しているように思われます。次に、調査項目の3番目です。第1回の国連への報告の策定課程の特徴ですけれども、イギリス、オーストラリアは政府と人権委員会と市民社会である程度意見交換し、調整を行って報告書を出しているのに対して、ドイツは独立性を重視しています。そして、ドイツの人権機関も単独で報告を提出しています。これが特徴です。

4つ目の国内モニタリングですけれども、まず指標についてですが、モニタリング指標や関連統計については、韓国は以前から整備してきた実績があるものの、調査した他の国については、条約批准後に数値的なモニタリング指標の整備を進めており、障害者施策の進捗を定量的に把握できるような基盤づくりを目指しているということが言えます。

次に独立した仕組みの役割についてですけれども、これも国によりかなり異なっています。イギリスは平等人権委員会、ドイツはドイツ人権機関、韓国は国家人権委員会、オーストラリアはオーストラリア人権委員会という機関があります。ちなみにアメリカは全米障害者評議会です。

まず、独自調査機能、これは全ての独立した仕組みが持っています。

政府への助言、提言、これも全て持っています。

個別の事案についての申し立てを受け付けるかどうかについてですが、イギリス、韓国、オーストラリアは受け付けます。ドイツ、アメリカは受け付けません。

それから、調停、これも同様です。イギリス、韓国、オーストラリアには調停機能がございます。

国連への報告ですけれども、ドイツとオーストラリアは単独で独立した仕組み、人権機

関が、国としての報告、市民社会の報告とは別に独立に報告を出しています。

それは、国連の権利委員会からの要請で提出した、あるいはするのか、あるいはそれぞれの国の人権機関から自発的に報告をするということなのか、最終確認中です。

調査のまとめですけれども、新しい知見が多く得られました。各国における障害者政策の基本計画やモニタリング指標等の整備状況は、少なくとも各国が障害者権利条約を批准した時点においては、国によって相当のばらつきがあったことが伺えます。それらの整備がおくれている国では、条約批准後に新たな基本計画の策定であるとか、数値的なモニタリング指標の策定であるとか、関連する統計調査の整備等が政府により積極的に進められております。

一方、独立した仕組みの国内モニタリングへのかかわり方は国によって異なっており、中央連絡先や調整のための仕組みについては以前からの継続性というものがある、その上でそれを権利条約に対応する方向で手直しをしてきているといったことが言えると思います。

障害者の権利委員会に独立した仕組みが独自に報告を行う国もあったということは、注目すべきであると思います。我が国においても、国内モニタリングの基盤となる指標と統計の整備や、障害者政策委員会の監視にかかわる取り組みの具体化を進めていく必要があると考えています。

本委員会として、権利委員会から求められてか、あるいは自立的にかはわかりませんが、第1回の報告を行う、提出する際に、本委員会として単独の報告書を出す可能性もあり得るということも一応念頭に置いておいたほうがよいのかもしれませんが。

私からの報告は以上です。

それでは、これにつきましても時間的に余りありませんけれども、御意見、御質問があればお受けしたいと思います。

それでは、勝又委員、お願いします。

○勝又委員 ありがとうございます。勝又です。

1つ質問と1つ意見ですが、1つは、この報告書というのは5月末を目途に最終報告をまとめる予定であるとありますけれども、どういう形で報告のまとまったものが公表されるのか。報告された後、この報告書について、今後、政策委員会のほうで何らかの質問をする機会があるのかどうか、それがまず1つ質問です。

1つは意見ですけれども、恐らく、もちろんされていると思いますけれども、各国で障害者についての国の調査といいますか、その国の中で障害者が置かれている状況というものや国民の中であらわすような、そういう公的な調査というものがあるのかなのか、どのような形で行われているのかというようなことは、この調査の中で明らかになっているのかどうか。2つ目の質問です。これは報告書を見ればわかることですが、事前に聞いておきたいということで、2つ質問いたします。

○石川委員長 ありがとうございます。

前者、できれば後者も、外形的な部分については事務局のほうから報告していただければ幸いです。

○加藤参事官 報告書がまとまった時点でこの政策委員会の先生方にはお配りするようなことを今のところ考えています。したがって、その時点で御質問等があれば、むしろサジェスションいただけるならばありがたいと思っています。

今回は、あくまでも国内モニタリングの実施体制ということで調査しておりますので、そのモニタリングの中身として具体的にどんな調査があるのかというところまではまだ掘り下げていません。ただ、次の段階としては当然各国がどういうレポートを出しているのか、その中身を見てみたいと思っています。

○石川委員長 それぞれの国がどのような統計データの収集を行っているかについて、そこまで踏み込んだ調査を今回の調査ではできていないと御理解いただければと思います。必要性は感じました。

以上です。

それでは、佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 日本社会事業大学の佐藤久夫です。ありがとうございます。

日本では、ことしの1月に批准をしたわけですがけれども、先行している先輩格というか、既に批准をしている国々がどういうふうに行っているかというようなことについてきちんと勉強するというのがすごく大事なことで、大変貴重な調査をされたと思います。

この8ページのところを見ますと、先行する国々におけるこれらの取り組みを参考として、我が国においても国内モニタリングの基盤となる指標整備や、障害者政策委員会の取り組みの具体化を進めていく必要があると書かれております。この調査の結果から明らかになっていることは、どういう体制を組んでいるかということに関して、中央連絡先と調整の機関と独立した仕組みという3つがそれぞれの国でどうなっているかというのを調べているわけです。そこで政府自体が実行してそれを監視するというのはおかしいので、独立した者が必要だということで、それぞれの国は独立した仕組みで監視をするという体制を組んでいると思うのですがけれども、8ページの先ほどのところでは、障害者政策委員会がどういう取り組みをするかを検討すると書かれているところを見ると、この障害者政策委員会を監視の仕組みとして活用しようという方向が伺われるわけですがけれども、それでいいかどうかですね。

例えばこの報告に出てきているオーストラリアの人権委員会というのは、100人のスタッフを雇って、年間約15億円の予算で活動しているところです。韓国の国家人権委員会も11人の委員会の中で4名は大統領が指名して、国会が4名を選出して、大法院の長官の指名が3人の合計11人となっていて、つまり、国会からも政府からも司法からも独立しているような独立性を持った委員会でやっているわけで、たくさんの課に分かれて相当活動しているわけで、そういうものと比べるとこの日本の障害者政策委員会。独立しているのか、していないのかよくわからない。障害者団体の障害者はたくさん入っていますけれども、

我々も独自の予算を持っているかどうかよくわからないし、委員のほうからいつどんな議題で開催しようということが言えるのか言えないのかもよくわからないような、この政策委員会がほかの国々の監視機構とは大分違うのではないかと思いますので、その辺どうお考えなのか、お伺いできればと思います。

○石川委員長 ありがとうございます。

あくまで私見ということで、事務局のほうからまた別途あるかもしれませんが、独立した仕組みは1つである必要はなく、複数あって構わないというのが権利条約に規定されているところだと思います。現に、報告では述べませんでしたけれども、調整の仕組み、例えばドイツの場合、弁務官が調整の仕組みを担っておりますけれども、弁務官の下に包容諮問委員会という、いわゆる当事者参画型の、つまり市民社会の代表が集まってモニタリングと言ってよい、政策に対する評価や意見を述べるといったようなことをしております。

人権機関は人権問題の全般を扱っていて、その中の一部の担当者が障害者の権利にかかわる、障害者の人権に係ることを担当しているということで、ここはいわゆる独立した准司法機関のような場所ですので、当事者参画については、そういった点はむしろ考慮されていないということがあります。ですので、それぞれの機関によって同じモニタリングと言っても双方向的にというか、補完的な役割を果たしているという国もありますので、今、現状で日本がやろうとしているのは政策委員会によるモニタリングということですが、それで十分機能できるかどうかということについては、これからの政策委員会の仕事と、それを支えていただく内閣府の御努力等にかかわってもいるかとも思います。

もし、事務局のほうから補足がございましたら。

○加藤参事官 事務局といたしましては、いずれにせよモニタリングということをやっていく。現在、私どもが考えておるのは、この障害者政策委員会でそういう役割を担っていただくのかなと考えております。したがって、事務局としては、現在、障害者政策委員会の任務といいますか、職務が全うできるよう、必要なことは検討していきたいと考えている状況でございます。

○石川委員長 ありがとうございます。

時間が押してきましたけれども、後藤委員と北野委員にも御発言いただきたいと思えます。そこまでとさせていただきます。

後藤委員、お願いします。

○後藤委員 日本福祉大学の後藤でございます。

モニタリングは結局、評価、審査されるわけですので、2年なり4年が来たときに、その時点ではこうなっていますと記述して事実を報告するという性格のものではなくて、出口を見てどうあるべしということを考えながらやっていくものではないかと思えます。それを2年が来たときに考えたのでは遅いと思えます。

事前に考えるべき点として2つあると思えます。防衛的な面と先取的な面です。

防衛的な面は、今も御議論が出ておりましたが、やはり国際的な相場というか、求めら

れる水準というのがあるでしょうから、その勉強はしていく。その点で、資料の権利条約の引用の一番最後の3項目目に市民社会の参加と書かれてあります。そこからいきますと、障害者や障害者団体対当局という2項的な問題ではなくて、第三者、一般的な市民の理解と支持というのが、例えばアクセシビリティを広めていくときにはすごく大事です。その点、日本は市民社会が運動して声を上げていくというのはかなり弱いと思います。

したがって、待っていて市民社会が動きませんでしたではなくて、何かで応援をするということを意図的にも政策的にもやる。それは市民は市民が動くのだろうではなくて、その配慮もあっていいのではないか。このあたりが防衛的なものです。

あと先取りのなもの、単にバツがつかないようにと守りをやっていくのではなくて、日本ならではの親切さとか物理的なアクセシビリティは国際的にみても進んでいる面もありますので、それを世界に発信していく、そういうところにもぜひ使いたいと思います。そういう配慮もお願いしたいという意見です。

○石川委員長 御意見ということで。

○後藤委員 そうです。

○石川委員長 それでは、北野委員、お願いします。

○北野委員 この国際調査の報告、ありがとうございました。少し勉強させていただきました。今後の障害者政策委員会の役割について若干提案させていただきたいと思います。

1つは、国連への報告作成に向けて国内モニタリングにおける障害者政策委員会の役割を明確にさせていただいて、それを実行できるような、担保できるような事務局体制と調査のプロジェクト体制づくりをどうぞよろしくお願いしたいと思います。

2つ目は、権利条約に見当たったモニタリングの指標を設定する必要があると思うのですが、これをこの政策委員会で議論できるようにしていただけたらと思います。

3つ目は、モニタリングの指標に必要なデータの収集に当たって、国内調査の戦略が必要だと思います。これについては、以前の議論の中で佐藤委員や勝又委員も述べられておられたように、障害者と障害を持たない方との比較の調査が必要になってまいりますので、この比較ができるような、どのようにデータを収集するのか、あるいは男女の格差の問題が明確に調査できるような、そういう指標をとれるような調査をできるような仕組みを御検討願えたらと思います。

最後に、恐らくモニタリングして国連への報告の後、佐藤委員もおっしゃっていただいたように、あるいは関口委員もおっしゃっていただいたように、あるいは後藤委員もおっしゃっていただいたように、今後ギャップが出てきた場合、そのギャップを埋めるために国内のアクションプランというものがまた必要になってくると思われまますので、アクションプランにつきましても政策委員会が関与できるような展開にさせていただけたらと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○石川委員長 御意見ありがとうございます。

それでは、報告についてはここまでとさせていただきます、2時30分まで休憩といたします。

再開は2時30分ということですのでよろしくお願いいたします。

○関口委員 済みません、手を最初から挙げていましたけれども、いいですか。

ちょっとだけ確認したいのですけれども、ここで御報告された国々の中で、いわゆるパリ原則に沿った国内人権機関がある国は幾つかあるのか、どこなのかということをお説明願いたいのと、それから、権利条約33条2項でshall take into accountと英文ではなっていますけれども、パリ原則を考慮に入れるということで、必ずしも従う義務はないと読めるわけですが、考慮に入れるということは、多分考慮に入れたと思うので、どの点を考慮に入れたのか。つまり、政策委員会が今後この33条を履行するに当たって、考慮に入れると書いてあるので、どの点を考慮に入れたのか。例えば予算面なのか、独立面なのか、どういうところを考慮に入れてこの制度設計がなされているのかということをお説明いただきたい。

○石川委員長 答えられる範囲で私のほうからお答えし、事務局のほうから補足をいただくということにさせていただきます。

まず、網羅的に締約国140あるいは141ありますけれども、それについて調べたわけではなく、幾つかの国に絞って、大体OECD諸国に絞って、さらに4カ国、5カ国に絞って調査をしているので、全体についてはわかりません。

○関口委員 4カ国、5カ国の中でそもそもパリ原則に沿った国内人権機関が例えば韓国はあると思いますけれども、一体幾つあるのですかということですか。

○石川委員長 全部だと思います。よろしいですか。4カ国とも独立した人権機関を持っている。

○関口委員 日本だけがないということですね。

○石川委員長 日本については、いわゆる人権機関、人権委員会というのは御承知のようにないですね。

2つ目の件については、事務局でお答えいただけますか。

○加藤参事官 障害者政策委員会につきましては、まず障害者基本計画の実施状況を監視して内閣総理大臣または内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告する権限を有するというものでありますし、また、監視において必要があると認める場合には、資料の提出等の協力を求めることができるということが法律上定められておりますので、その意味では独立した仕組みというような形で担保されていると考えているところです。

○石川委員長 関口委員、よろしいですか。よろしくないかもしれませんが、時間も押しているので、また。

○関口委員 結構です。

○石川委員長 2時30分と思ったのですが5分では厳しいので、2時35分とさせていただきます。2時35分から再開します。

(休 憩)

○石川委員長 障害者基本計画は、昨年9月に第3次基本計画が閣議決定されました。

第2次障害者基本計画は平成24年度が最終年度となりました。そのため、第3次の基本計画の実効性ある実施並びに効果的な監視に資するために、第2次基本計画の実施状況についてフォローアップを行いたいと思います。

最初に、事務局から実施状況について簡単に御説明をいただきます。

○加藤参事官 それでは、事務局でございますが、資料1に基づいて御説明いたします。

資料1「障害者基本計画の推進状況」という少し大部なものでございます。これは第2次障害者基本計画の進捗状況をお示ししたものでございまして、平成15年度から平成24年度の10年間の進捗状況でございます。

この第2次障害者基本計画は、大きく8つの分野、1ページ目を書いてございます1～8までの8つの分野で取りまとめがなされております。

そして、1ページをおめぐりいただきたいのでございますけれども、下の真ん中あたりに1と書いてございますが、8つの分野、1ページでは、1としまして「啓発・広報」という分野につきまして、左側のところにそれぞれの分野に基づいた項目、施策の基本的方向ということで①から②、③とか、あるいはさらに小項目がある場合はア、イ、ウと掲げてございます。その右側にそれぞれの項目別の具体的な施策の概要を文章で書いておるものでございます。

1ページ目で申し上げますと、最初の第1分野「啓発・広報」の分野の中で、①としまして基本的な方向ということで、啓発・広報活動の推進とございまして、その右側にその具体的な計画の説明が書いてございます。

さらに、この具体的な計画の説明は、それぞれ段落ごとに通し番号を打っております。したがって、この「① 啓発・広報活動の推進」の右側のところは、第1段落ということで共生社会の理念云々と書いてございまして、その大項目で見ますと2ページの2、3までが①の基本的な方向の具体的な計画の本文になっているわけでございます。したがって、2ページの真ん中にあります3というところ、これは障害者の日、障害者週間等の各種行事を中心に一般市民、ボランティア団体、障害者団体など幅広い層の参加による啓発活動を推進するという計画が書いてございまして、それぞれ関係省庁がどのように取り組んできたのかということも右側の推進状況というところに経年的に書いておるわけでございます。

例えば2ページでは、今、申し上げた計画の内閣府というのは下3分の1ぐらいのところを書いてございます。内閣府としてありまして、右側に○としまして、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会を目指し、障害者に対する国民の理解の促進を図るため、障害者週間行事として以下の事業を実施。特に平成17年度においては、障害者の日が障害者週間に拡充されたことを踏まえ事業を充実ということで、以下、平成16年度から年度ごとにまとめて、5ページを見ていただきたいのでご

ございますけれども、5ページの上から3分の1ぐらいのところに「(平成24年度)」とありまして、最初のポツに平成24年12月3日、東京で「アジア太平洋障害者の十年(2003～2012年)」最終年を記念して「障害者フォーラム2012」を開催し、第1部で障害者関係厚生労働者・団体の内閣総理大臣表彰を実施。以下、4つほどポツが書いてございます。ここは内閣府が平成24年度に実施した事項ということで書かせていただいているところでございます。

少し概要を御説明させていただこうと思いますが、飛びまして9ページ、2番目の分野であります生活支援という分野で①の項目でございますが「利用者本位の生活支援体制の整備」ということで、その下にアとございまして、さらに細項目となつていまして、身近な相談支援体制の構築ということで、段落ごとに見ると通し番号の8という、身近な相談支援体制を構築するため、各種の生活支援方策を中心としてケアマネジメントの実施体制の整備やケアマネジメント従事者の養成を図る。なお、これらの相談窓口は、さまざまな障害種別に対応して総合的な運営を図ると書いてございます。

これを実施しておりましたのが隣の厚生労働省というところでございます、その右側に推進状況ということで、最初の○には、地域の関係者によるネットワークを構築し、障害のある人が普通に暮らせる地域づくりを図るため、市町村に地域自立支援協議会を設置、そして、障害者自立支援法の一部改正により、自立支援協議会として法定化(平成24年度)からと書いてございます。

10ページに飛ばさせていただいて、幾つか○を飛ばしまして真ん中あたりに、障害者自立支援法の一部改正により、地域における相談支援体制の強化を図るための中心となる総合的な相談支援センター(基幹相談支援センター)を創設(平成24年度から)。

その下の○でございますが、障害者自立支援法の一部改正により、障害福祉サービス等の利用に係る支給決定プロセスを見直し、サービス等利用計画作成の対象者を大幅に拡大(平成24年度から)となっております。

それから、また少し飛ばさせていただきまして、15ページでございますけれども、ここも同じ生活支援分野の在宅サービス等の充実というところでございますが「イ 住居の確保」というところで段落別の番号で申し上げますと25でございますが、障害者の地域での居住の場であるグループホーム及び福祉ホームについて、重度障害者などのニーズに応じて利用できるよう量的・質的充実を努めるということでございまして、1ページめくっていただくと16ページの上のほうに「国土交通省」とございまして、公営住宅においては、障害者の地域における自立生活の支援等の観点から公営住宅法第45条第1項において、グループホームとして使用することが可能ということで、その実績が平成15年度末から毎年度書いてございます。恐縮でございますが、平成24年度は集計中ということでございますが、平成15年度末が342戸から、平成23年度で884戸という具合に増えておるといふ状況でございます。

また飛びまして恐縮でございますが、36ページで、今度分野が生活環境の分野でございます

まして、下の真ん中のところにありますが「③ 安全な交通の確保」ということで、通し番号の69「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」に関する法律に基づき、音響信号等のバリアフリー対応型信号機等の整備を推進するとございまして、これを警察庁のほうで動かしております、右側のほうにございまして、主要な関連経路を構成する道路、その他整備が必要であると認められる道路において、バリアフリー対応型信号機を整備ということで、整備数は平成17年度末から平成24年度末まで3万7,279基といった進捗状況が書かれてございます。

1 ページめくっていただきまして37ページでございますけれども、ここは中項目の「④ 防災、防犯対策の推進」というところで、真ん中よりちょっと上の「イ 住宅等の防災対策」というところで、一番下の75番、自力避難の困難な障害者等が居住する住宅及び避難所となる公的施設や利用施設等における障害者の特性に配慮した防災設備の整備・充実を図るとともに、自主防災組織等による協力体制の確立、地域における住民、消防署等による防災ネットワークの確立など地域における災害対策を推進するというように書いてございまして、関係省庁としては内閣府の防災担当の部署でございますけれども、〇としまして、高齢者等の災害時要援護者の避難支援に関し、市町村を中心とした「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成18年3月）に沿った取り組みの促進に努めていると書いてございまして、中を抜いて下から4行目ぐらいのところ、また平成24年度予算を活用し、避難に関する総合的対策の推進に関する実態調査を行うとともに、有識者や当事者等からなる災害時要援護者の避難支援に関する検討会を平成24年10月から25年3月にかけて5回開催し、災害時要援護者の避難支援ガイドラインの見直しに当たり、盛り込むべき事項等について検討を行い、上記検討会の報告書を取りまとめたということが書いております。

少し飛びまして39ページでございますが、ここは分野では4番目の「教育・育成」の分野になりますが、①として「一貫した相談支援体制」ということで段落別で82番であります。障害のある子供の発達段階に応じて、関係機関が適切な役割分担の整備下に、一人一人のニーズに対応して適切な支援を行う計画（個別の支援計画）を策定して効果的な支援を行うと書いてございます。

関係省庁の文部科学省のところを見ていただきまして、上から3つ目ぐらいの〇のところで、特別支援教育総合推進事業を通じて、個別の教育支援計画の作成を推進。これは平成23年度までということでございます。

そして、平成24年度からは、特別支援教育就学奨励費補助金、特別支援教育体制整備の推進により、引き続き体制整備を推進。

〇を2つ飛ばしていただいて、特別な支援が必要となる可能性のある子供及びその保護者に対し、早期から情報の提供や相談会の実施等、柔軟できめ細やかな対応ができる一貫した支援体制を構築するため、「早期からの教育相談・支援体制構築事業」を実施。平成24年度からということでございます。

少し飛びまして、48ページ、今度は「5 雇用・就業」の分野でございます。

「①障害者の雇用の場の拡大」ということで、アとしまして「障害者雇用率制度を柱とした施策の推進」ということで、通し番号の97でございますが、障害者雇用制度は、障害者の雇用促進策の根幹となる柱であり、障害者に自立や社会参加の機会を提供する強力な後ろ盾となる制度である。今後とも当該制度を中心として、障害者雇用の一層の促進を図るということで、厚生労働省のところをごらんいただくとわかりますが、民間企業等における実雇用率ということで、平成15年から24年まで6月1日のデータを一般の民間企業、特殊法人等の法定雇用率と、それから、その実績を挙げてございます。

49ページは、国及び地方公共団体ということで、国の機関、都道府県の機関、市町村の機関、都道府県等の教育委員会とそれぞれ実績を挙げております。

また飛びまして62ページでございますが、今度は雇用・就業等の場で総合的な支援施策の推進ということでイとしまして「雇用への移行を進める支援策の充実」ということで、通し番号の128でございます。また、障害者が、就業を行う上で必要な各種の資格の取得において不利にならないよう、高等教育機関等の試験等で必要な配慮を求めるということでございまして、関係所長のところの真ん中あたりに法務省とございますので、そこを見ていただければと思います。

右側の施策のところでございますが、司法試験においては、障害者がその有する知識及び能力を答案等にあらわすに当たり、その障害が障壁となり、事実上の受験制限とならないために健常者との自主的公平を図り、そのハンディキャップを行うために必要な範囲で措置を講じている。あと具体的なことをそこに書いてございます。

その次の〇は、司法書士試験、土地家屋調査士試験及び簡裁訴訟代理等能力認定考査においても、同様な配慮をしておるということを書いてございます。

ずっと飛びまして83ページでございます。恐縮でございます。分野としては「情報・コミュニケーション」の分野でございまして、項目としましては「③ 情報提供の充実」ということで、通し番号の185、放送事業者の協力も得て、字幕番組、解説番組、手話番組など、障害者に配慮した情報提供の一層の拡充のための施策を推進するというので、ここは関係省庁の総務省のところを見ていただきたいのでございますが、最初の〇のところ「身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律」に基づき、独立行政法人情報通信研究機構を通じて字幕番組、解説番組、手話番組等の政策に対する助成を実施ということで、平成15年度から平成24年度までのそれぞれ字幕番組助成件数、手話番組助成件数、解説番組助成件数というように数字を出していただいております。

また88ページまで飛びます。恐縮でございますが、分野別で見ますと「8. 国際協力」という分野でございまして「① 国際協力等の推進」という項目で通し番号の190でございます。

ネットワークづくりや推進体制の整備により、リハビリテーション等の技術交流、情報の交換、技術指導者の養成等の国際協力を一層推進する。特に、アジア太平洋地域におけ

る国際協力に積極的に取り組むということでございまして、外務省が関係省庁でございます。

大きく3つ事業がございまして、1つは右側に○と書いてございまして、研修コースということで集団研修をそれぞれ実績が分野別にそういうような数字を掲げてございます。

次のページの89ページの真ん中よりやや下に個別研修ということで同様に国別の協力の実績を書き添えております。

91ページのところでは、技術協力プロジェクトということで、やはりそれぞれ技術協力について書き添えております。

少し飛びまして99ページのところでは、個別専門家派遣の下に抛等ということで、途上国における障害者のためのリハビリ施設の整備等に対する支援あるいは途上国における障害者関連事業に携わる我が国のNGOに対する支援といったことをまとめていただいております。

最後のポツでございまして、国連障害者基金に対しまして253万円の抛出をされたということを書き添えてございます。

表の見方と合わせまして主だったといえますか、少し御紹介をさせていただいて、大部な資料で大変恐縮でございますけれども、説明にかえさせていただくということで御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○石川委員長 ありがとうございます。

当初の予定では3時35分ですけれども、後でヒアリングもございまして極力この時間は守りたいと思いますので、皆様、御協力をお願いします。

それでは、御意見、御質問がある方は挙手をお願いします。お名前を確認します。名前を確認しますので、自分は言われなかったという人はこの段階でクレームをつけていただければと思います。いいですか。皆さんおろしてくださって結構です。とりあえず名前を言います。それで、もし自分も挙げていたと言ってもらえればいいので。まず名前だけ確認します。

土本委員、門川委員、竹下委員、阿部委員、伊藤委員、川崎委員、清原委員、後藤委員、尾上委員、関口委員、石野委員、ほかにいらっしゃいますか。佐藤委員、中西委員、ほかにいらっしゃいますか。では、中西委員までとします。

1人、2分ぐらいをお願いします。それに対して事務局のほうから1分ぐらいで。厳しい中でよろしくをお願いします。

それでは、土本委員、お願いします。

○土本委員 ピープルファースト北海道の土本です。

全体的に意見というのはまとめていないのですが、今、資料を読み上げていると、すごく早くて追いつかない。周りに支援者がついてやっとな文章を見たということは、やはりまだ知的は置いていかれているのかなと思いながら聞いて、どこでカードを上げようか

と思っても、次から次へと出てくるということは、今後のことも含めてなのですから、何度も何度も言っているように、またそういうふうに行っているのかなと思いました。

以上です。

○石川委員長 御指摘ありがとうございます。

説明がどうしても早くなったり難しくなったりするという課題については、これからも改善の努力をしていきたいと思えます。よろしくお願ひします。皆さんの協力もお願いいたします。それでというわけにはいかないのですが、そのようなことでお願ひします。

では、門川委員、お願ひします。

○門川委員 門川です。

基本計画の状況報告を読ませていただいて、盲ろう者の立場で1点気になる部分がありましたので、簡単に質問をさせていただきたいと思えます。

在宅サービス等の墨字で、報告書でいいますと19ページですね。その中の27番目「障害者が社会の構成員として地域で共に生活することができるようにするとともに」というところの中の厚生労働省担当の盲ろう者に関する部分です。

ここには通訳介助者派遣や通訳介助員の養成に関する報告と、それから、通訳介助員の派遣事業の実施状況に関する報告とがありますが、気になるのは、後者のほう、通訳介助員の派遣実施状況についてなのです。

というのは、通訳介助員の派遣実施、ここが平成22年度から全都道府県で実施していただいているのですが、それがなぜか次の年、23年度にはこれが45に下がり、さらにその次の年には24年度41に減っています。盲ろう者に対して通訳介助員の派遣が実施されないということ考えられないので、全都道府県で実施していただいで次の年から減っていつていくというのがちょっと理解ができないのですね。ここについて厚生労働省の担当ですけれども、何か間違いがあるのかどうか確認をしたいと思います。よろしくお願ひします。

○石川委員長 それでは、厚労省の幹事、今日はいらっしゃいますか。もし、おわかりになるようであればすぐに。

○厚生労働省 厚生労働省の障害福祉課でございます。

今の件ですけれども、担当部署が違ふところがやっております、戻って確認をさせていただいて、事務局を通して御回答させていただくということによろしゅうございませうか。

○石川委員長 後ほど御報告いただければと思えますので、よろしくお願ひします。

それでは、竹下委員、お願ひします。

○竹下委員 竹下です。

大きくは1点で、細かく2点。

大きく1点は、こういう基本計画の実施報告の場合に、最近多く取り入れられている評価の段階的な達成度というものが出さないのでしょうかというのが大きな質問の1点目です。

項目的には2点。1点目は、教育の分野で、これは項目としてどれにとというのは残念ながら立てられていないのですが、統合教育における推進と統合教育を受けての児童生徒への支援というものがどういう形で進展してきたのかということはどこに表現されているのでしょうか。

もう一点は、一番最後の情報のところで、今ページ数を探す前に順番が来てしまったのですが、項目を見つけれないので中身で言います。字幕あるいは手話に関するバリアフリー化の数字が出たりしているのですが、それに対して視覚障害者に必要な音声解説放送がこの基本計画内でどれだけ進展したのかについては報告されていないように思います。私の認識では後退しているように思いますので、この点の補足があれば御説明いただきたいと思います。

以上です。

○石川委員長 ありがとうございます。

まず、各省の自己評価ですけれども、達成度についての記載がないというかなり一般的な話なので、これについてはどこにお聞きすればよろしいですか。内閣府でいいですか。

○加藤参事官 取りまとめは内閣府なものですから内閣府のほうでお答えしますが、あくまでもこれは推進状況の実態をお示ししたもののだけでありまして、ある意味では進捗状況の客観的評価というは各省が出している数字、データをごらんいただくのかなど。それ以上に私どものほうで評価というところまでは踏み込んでおりません。

○竹下委員 今後そういうことをする予定はないのでしょうか。

○石川委員長 どうぞ。

○加藤参事官 第2次の障害者基本計画については、今のところ考えておりません。むしろ、こういうものを見ていただいて、次の第3次にどうするのかということで今回出させていただいたと御理解いただきたいと思います。

○石川委員長 今、加藤参事官がおっしゃったように、第3次のモニタリングというのは、権利条約の実施、権利条約に基づく監視なので、各国のモニタリングのやり方を先ほどせっかく御報告したので、それを参考にしながらということになると、おのずと方向性が出てくるのではないかと思います。よろしいでしょうか。

あと2点目、3点目、統合教育と字幕放送、文部科学省と総務省からもお聞きしたほうがいいですね。もし、今可能であれば。

○文部科学省 文部科学省でございます。

2つ目のお尋ねについてでございます。十分な答えになっていないかもしれませんが、先ほど内閣府さんの御説明からもありましたように、今回の計画は、いわゆる第2期の計画でありまして、平成15年～24年までの取り組みに関するものでございます。もし、不正確な御回答でしたら後で訂正いたしますが、確かに第2期の計画においては、いわゆるインクルーシブ教育システムというものに関しては、はっきり出てきていない部分があるかもしれません。第3期の計画におきましては、御案内のようにインクルーシブ教育システ

ムについては明確に盛り込みまして、手前みそですが、うちの省で行いました政令改正でありますとか、そういったことについてはっきり記載して、今後取り組み状況をフォローしていくことになっているところでございます。

十分なお答えではないかもしれませんが、以上でございます。

○石川委員長 総務省のほうは可能ですか。

○総務省 では、総務省から答えさせていただきます。

ページ数が、多分おっしゃった分が83ページの185番、字幕放送、解説番組の関係になります。お尋ねが2件ありまして、解説放送の成果の数字がないということですが、185番の右側を見ていただきますと、字幕、手話に次の解説番組助成件数ということで、助成を行った本数のほうを挙げておりますので、こちらをご覧ください。

また、解説放送が後退しているふうな認識があると委員がおっしゃったのですけれども、解説放送も順次毎年伸びていっておりますので、その旨、お答えさせていただきます。

以上です。

○石川委員長 ありがとうございます。

それでは、石野委員、お願いします。

○石野委員 石野でございます。

進捗状況についての見方がよくわからない面があるのですが、各省庁によって丁寧に具体的な内容を出しているところもあれば、簡単に出ているところもあるように思います。例えば30ページに、国立障害者リハビリテーションセンターにおける養成状況の言語聴覚士等について書いてあります。入学定員だけが載っていますが、実際に修了した人数が載っておりません。ぜひ教えていただきたいと思います。ほかの専門のところもそうです。警察庁と都道府県等でファクシミリやメール等が必要だと通知をしたというところは書いてあるのですが、その後についてが書かれておりません。どの程度実施できているのかお聞きしたいと思います。

以上です。

○石川委員長 細かい質問が続いておりますが、すぐに数字が出てくるかどうか定かでないので、もし後で御報告ということでもよければ、時間の関係もあるのでそれぞれ受けとめていただいて報告していただくという形でもよろしいですか。

○石野委員 承知しました。

○石川委員長 そうさせていただきます。お願いします。

では、阿部委員、お願いします。

○阿部委員 日身連の阿部一彦です。

質問は、まず9ページから始まる「2 生活支援」「① 利用者本位の生活支援体制の整備」の中で、最初に「ア 身近な相談支援体制の構築」とあります。具体的には、次の10ページの11というところになりますけれども、「障害者相談員が地域で生活する障害者の多様なニーズに身近で対応できるようにするため、相談者の養成・研修を行うとともに、

相談員相互のネットワーク化等を図り、その活用を推進する」と、これはとても大事なことであります。

さて、この事業はそもそも昭和42年から始まっている事業と聞いておりました、障害当事者が障害者、例えば私も身体障害者相談員をさせていただいております。そのような関係から、各地域の障害者相談員協議会の方々と意見交換する機会がありまして、実際には障害者当事者相談員、または家族の相談員の役割というか、委嘱が少なくなっている事実があります。

どういふことかと申しますと、まずは、この制度自体が一般財源化したということと、以前は県知事の委嘱であったものが市町村長の委嘱に変わったということと、一般財源化の中で当事者・家族の相談員事業がもう既になくなってきた市町村もあるように聞いております。私は被災している地域から来ていますけれども、被災地において、特に著しい状況です。やはり当事者であるから相談できることというのは大きい意味があると思います。

この数値については、先ほどの御説明で、第2次障害者基本計画だからなかなか出ないということはありませんけれども、第3次の障害者基本計画のモニタリングでは、実施の主体は市町村になっているもの、そして、市町村こそが、障害者がある私たちが生活する地域でありますので、国が示すこととともに、市町村における実態について報告いただきたいと思っております。以前の状況から比べると、障害当事者相談員の任命ということであればごく少なくなっているわけでありまして。そして、この委員会でも、または障害者権利条約においても、障害当事者の意見を聞く、障害当事者が主体的にかかわるということ踏まえますと、言ってみますと逆行しているようなことではないかと思ひまして、現在、資料がもし入手できれば提出していただきますけれども、なかなか大変であれば、この次、そして、第3次のモニタリングのときにはしっかり当事者、障害者相談員の役割について、市町村の実態に関する数値もしっかり出していただきたいと思ひます。

回答があればですけれども、なければ次でもよろしいです。やはり市町村での数が大事ではないかという確認をさせていただきました。

以上です。

○石川委員長 今すぐには数字は難しいということなので、後ほど回答させていただきたいということですので、よろしくお願ひします。

それでは、尾上委員、お願ひします。

○尾上委員 DPIの尾上です。

3点ございます。

1つが、14ページの上のほう、施策項目21で、ホームヘルパーや居宅介護等の時間数やそういったことが書かれています。先ほど竹下委員からも評価しないのかという話がありましたが、評価ということではないのかもわかりませんが、少なくとも2007年のときに重点施策実施5カ年計画で数値目標を挙げた項目がございます。

例えばホームヘルプですと、平成23年までに522万時間という時間数、数値目標を立てて

いたのです。それに対して、この数字を見ますと、23年度ですと462万時間ということですので、数値目標に対して達成率88%なのです。同じように、こういったそもそも政府として決定をして数値目標を立てたものに対してどれぐらいの達成率なのかということは、これは客観的な指標として、進捗状況として、数値目標に対して達成率が幾らというのは記載されるべきではないかと思うのが1点でございます。

2点目が、後のほうになります。62ページの施策項目128番目ですが、各省庁における資格試験等での配慮についてのデータが出ていますが、こちらのほうは平成18年度までしか記載をされていません。こちらは今後、差別解消法、基本方針やガイドラインを施行していく意味でも、これらが現在どこまでこういった配慮がされているのかといったような数字が記載されるべきではないか。19年度以降のこういった配慮の情報収集をし、記載をお願いしたいというのが2点目です。

そして、最後、こちらはお願いということになるのかもわかりませんが、16ページでございます。施策項目でいうと25番目ということになるのですが、国土交通省のほうで、公営住宅でのグループホームの利用ということで、24年度まで出していただけるみたいなのですが、今回のこの資料ということではないのかもわかりませんが、加えて都道府県ごとの集計というのをお願いできないかと思えます。

というのは、2010年のときに、推進会議のときに出していただいた資料では、非常に熱心にやっておられる自治体もあれば、全くゼロのところの県が17、つまり、3分の1の県が1箇所もこういった公営住宅の活用をしていないということで、全国的なデータだけ見るとちょっとずつ進んでいっているのだなとしか見えなくて、進んでいるところの好事例と同時に、進んでいないところはどうやったら進んでいってもらえるのかみたいなことがわかるような、いわば第3次計画を進めていく意味でも、こういった部分については都道府県ごとの集計ということをお願いしたいと思えます。

以上です。

○石川委員長 ありがとうございます。

3点ございました。1点目の重点5カ年計画の数値目標については達成度を記載すべきではないかという点について、内閣府のほうからありますか。

○加藤参事官 目標数のあるものにつきましては、御指摘のように割り算をしたいと思えます。

○石川委員長 ありがとうございます。

それから、2つ目が資格試験の配慮、18年まで、これも御質問ということで、尾上委員、よろしいですか。

○尾上委員 尾上です。

質問としては、なぜ18年度までしか記載されていないのかということと、差別解消法の実施ということから考えれば、現時点でどこまで伸びているのかということが分かるよう、19年以降の集計がされるべきだという意見です。

○石川委員長 これはあらゆる資格試験、どの資格試験ですか。

○尾上委員 まずは、進捗状況の中に書かれている40の資格試験ということについて、40制度についての実施状況というのが18年度まで記載されているので、40の制度について19年度以降どうなっているかをまず知りたいということでございます。

○石川委員長 では、これも内閣府のほうで。

○加藤参事官 40制度の見直しを行ったところでございますが、そのうちの18年度までに終了したものが31制度ということでありまして、その後は特に見直しというのはないと考えています。

○尾上委員 こういうことだと思うのです。制度の見直しは終了したけれども、こちらの例えば書類の変更であったり、点字をやるかどうかというのは制度そのものの見直しとは別の事項だと思うのです。つまり、その制度の見直しを受けて、じわじわと例えば点字試験のやっておられる制度がふえていっているのかどうか、そういったことを知りたいということなのです。つまり、差別解消法という合理的配慮、試験を受ける際の合理的配慮の19年以降の進捗状況を集約していただきたいというお願いです。

○石川委員長 それでは、これについては各省に照会して情報収集をしていただくという形でよろしいですか。可能であれば。

3点目ですけれども、都道府県別の統計が必要だという、公営住宅のグループホーム利用ということですか。

○国土交通省 国土交通省です。

まず、資料では24年度の数値が集計中となっておりますが、きょう時点では数字がわかっておりますので、口頭で申しわけございませんが、申し上げます。24年度の数値は913戸ということになっております。徐々に全国ベースで見るとふえてきているということですが、委員御指摘の都道府県ごとの集計ということについては、どういうレベルで集計がされているのか確認をさせていただきたい。その上でどのような資料が出せるか調整させていただきたいと思っております。

以上です。

○石川委員長 ありがとうございます。

それでは、伊藤委員、お願いします。

○伊藤委員 難病・疾病団体協議会の伊藤です。

2点ほど簡単な質問をお願いします。

1つ、これは進捗状況の各省庁のデータというのは、各省庁のほうから自主的に行くのか、あるいはこの点はどうなのだとすることで質問が内閣府のほうからあつてつくのかということを知りたいと思います。というのは、難病対策というのは始まったばかりで、間もなく法律になるのですが、やっとな障害の仲間入りをしたばかりでいろんな比較するものが少ないせいなのか、この1年間だけでも、もともといろんなことをやってきたのではないかという気もするのですが、どんなふうにしてこれを集計しておられるのかという

こと。

もう一点は、担当の政策室のメンバーが変わったようですけれども、期限が来たということなのか、どういう経緯で変わられたのか。あるいは次の障害者基本計画の推進状況といますか、進捗状況に反映するようなことなのかどうかお伺いしておきたいと思います。

○石川委員長 内閣府のほうから、加藤参事官、お願いします。

○加藤参事官 基本的にこの資料のつくり方は、分野別にそれぞれ項目①とかア、イ、ウとかございます。その中に幾つか長文の基本的な計画を書いているところは、段落ごとに区切ってそれぞれのところの段落に該当する施策があれば、事業の概要でありますとか、実績を示してほしいということで各省に協議をかけた、その結果出てきたものということでございます。

○石川委員長 ありがとうございます。2つ目はよろしいですね。

川崎委員、お願いします。

○川崎委員 精神障害者の家族会の川崎です。

2つお願いをさせていただきます。

1つは、10ページの障害者相談員のところですが、実はずっとお願いしているのですが、この障害者相談員制度に精神障害者がいまだ制度化されていないところをぜひともお願いしたいということと、もう一つ、やはり精神障害者の相談というのは大変に多く今ありまして、保健所でもなかなか相談体制ができていない中で、実態では私ども家族会が家族による家族相談ということをやっておりますが、全くボランティア体制でやっております、家族会の会長宅の電話を使って家族会の会長宅でやるというような、そういう状況が続いておりますので、これはぜひともそういう家族会の家族相談に対する支援、何らかの制度化をお願いしたいということが1つであります。

もう一つは、29ページのところの専門職種の養成のところですが、実は毎年、精神保健福祉士は数がふえております。しかし、実は現場ではなかなか精神保健福祉士が動いてくれていない。といいますのは、卒業後、福祉の職種よりも一般企業のほうに行っているという状況をかなり聞いております。それはなぜかといいますと、お給料がいいわけですね。そういうところから、やはり優秀な福祉の専門職が現場に来ないというのは問題だと思っておりますし、これから相談事業が強化される中におきまして、かなり憂いでいることでありまして、これは前からいろいろ言われていると思いますが、福祉職のお給料アップをしっかりとやっていただき、精神保健福祉士やほかの福祉の専門職がしっかりと現場で働けるような、そういうことをぜひ考えていただきたい、この2点であります。よろしくお願いいたします。

○石川委員長 ありがとうございます。御意見、御要望ということで承ります。

関口委員、お願いします。

○関口委員 全国「精神病」者集団の関口明彦です。

これを見ていると、促進を図るとか、促進するとか、検討するとか、実施するとか、

語尾が微妙に違うのですけれども、例えば13ページの障害者団体や本人活動の支援というところで、当事者による政策決定プロセスの関与等を支援することを検討すると書いてあって、右側には実施したことが書いてあるのです。その上の障害者の権利侵害等に対応するため、権利擁護システムを地域において導入していくことを促進するの右側には、精神障害者を成年後見制度利用事業の対象に追加と書いております。この追加したのは果たして当事者の意見を聞いたのかどうかというのが、まず第1に疑問でございます。

第2に、20ページですけれども、「当事者による相談活動に取り組む市町村への支援を検討する」と書いてあって、検討するにもかかわらず実施したことが書いてあります。つまり、語尾の問題ですけれども、努めるという語尾もあればいろいろあるのですけれども、右側に書いてあるのを見ると、研修後を実施とか何とかということで、ピアカウンセリングの位置づけ等も含めて、あわせて答えていただければと思います。

最後は、推進するということでございますけれども、73ページ、心神喪失等の医療観察法の問題ですね。これは適切な医療の確保や推進ということですが、これだけでは実態がわからないので2つほど聞きたいことがございます。1つは、指定入院医療機関がもう退院してよろしいとって退院請求を出したにも関わらず、裁判所で蹴られて戻ってきた件数が何パーセントぐらいあるのか。

第2に、指定入院医療機関が退院してよろしいとって、裁判所でそれが通って、しかし、そのまま精神保健福祉法上の強制入院になっている人が何パーセントぐらいあるのか。これは今すぐでなくても結構ですから数字をお示しいただきたいと思います。

○石川委員長 ありがとうございます。

2点目は後ほど数字をとということで、1点目については今お聞きしたほうがよろしいですね。ピアカウンセリング等について、関口委員。

○関口委員 よろしくお願ひします。

○石川委員長 もし可能であればお願ひします。わかりました。きょうは担当幹事が欠席ですので、担当以外では答えがたいと思いますので、よろしいでしょうか。また後ほど回答させていただきます。

それでは、中西委員、お願ひします。

○中西委員 中西由起子です。

最後の国際協力の部分での質問ですが、一番最後のページを見ていただくと「④ 障害者等の国際交流の支援」ということで、これですと障害者自身の国際交流というのは、スポーツ選手だけが国際交流の支援を受けているという形で出てくるのです。でも、実際には、例えば88ページから始まります研修等のところ、その後続く専門家の派遣等のところで、障害者当事者自身が研修を行いながら交流に努める、たまは専門家がネットワークをつくりながら交流に努めるというような事業もあって、新しい当事者主体の国際協力の流れに24年度の事業を見てみると、対応している部分もかなりあるのですが、このままですと旧態依然の専門的知識の提供、障害者の有無は別として、専門家の派遣というだけで

終わってしまっていて、当事者の主体性がある新しい流れというのが出てきていないのです。先ほど資料の作成方法について質問がありましたが、このようなさまざまなプロジェクト、出てきたもの一つ一つに、研修なら研修としてぼんとまとめるのではなくて、項目の「④ 障害者等の国際交流の支援」等で、もう少し新しい傾向に対応しているという形でのまとめができないものかと考えて、その可能性について御質問します。

以上です。

○石川委員長 ありがとうございます。

きょうは外務省の幹事の方、いらっしゃいますか。

○外務省 外務省人権人道課の中野と申します。

これまでは、このように項目ごとに毎年の更新という形で実績をまとめておきまして、国際協力の関係部局のほうで、そういった交流について個別の案件がどこまで対応しているかというところまでは、基準設定も難しく、必ずしも見切れていないのが現状でございます。

今後については、今回、国際協力の担当部局の者がございませぬけれども、そういう切り口ができるのかどうか相談してみたいと思います。

以上です。

○石川委員長 では、御検討をよろしくお願いします。

後藤委員、お願いします。

○後藤委員 日本福祉大学の後藤でございます。

第3次基本計画を念頭において、長い視点で3つコメントと意見です。

最初は、形式と体裁ですが、先ほど来御意見が出ていますように、やはり目標としたことと達成したことと対比してどうだったかが必要だと思いますし、そこで特に大事なものは、個々の数字が割り算して何パーセントと書いていただくだけではなくて、総括ですね。各大きい項目か、中項目か分かりませんが、この項目をどう達成したかという総括、ここが大事ではないかと思えます。これが1点目。

2個目は、権利条約との関係です。権利条約とこの3次の基本計画は同じものではないにしても、だんだん5年、次の5年とやっていくにしたがって、権利条約を横目で見ながら近づけていくという運用になると思います。そうしますと、何のために何を達成しようとしてこの基本計画を実施していくのかという視点が大事になると思います。その点、一個一個の項目ができた、できていないと余りいうと、各省庁も防衛的になるでしょうし、では、これを満たしたからオーケーだというやり方では、逆に全部満たしたけれども、権利条約から見るとそっぽへ行っていたという懸念が生じます。権利条約の視点からどうなっているという点も総括に入れていただくのが必要ではないかと思えます。これが2点目。

最後ですが、先ほど来、自治体のことが出ましたが、事業者のこともあります。基本計画は非常に忠実に政府のお仕事ということで書かれてありますが、今後、権利条約への対応ということを考えますと、これは政府の仕事を総括・評価する場だから民は別だとやる

と二重になっていきます。インターネットが発達して放送に係る負担が減る、あるいは民のバリアフリーが進んで政府の負担が減るとか、相互に補い合うところも出てくると思います。よってトータルで何が達成できている、政府の目標が仮に達成できていなくても全体としてこういうことが満たされているというような視点も入れていただければと思います。これは将来に対するコメントです。

○石川委員長 後藤委員、御意見ありがとうございました。

それでは、佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 佐藤久夫です。

今、後藤委員が言われたことと基本的には同じですけれども、2011年の障害者基本法の改正で、生活実態に基づく施策の策定と評価というようなことが入ったわけで、支援、予算をどれだけ投入したかということだけではなくて、それも大事なことですけれども、その結果、生活がどう変わったかということで評価をしようということで、この第3次の基本計画の議論もそういう流れでやってきたと思います。

その点で、内閣府のほうで国際比較の調査をされた中の資料、イギリスの資料などを読みますと、非常に興味深い指標を使っているということがわかりましたので紹介をさせていただきます。

例えば所得に関して、障害者のない世帯の中で占める低所得の人の割合と障害者世帯の中での低所得の割合とを比較する。その資料に基づいて一定の期間内にどこまで近づいたかということの評価をするというようなことが書いてあります。

それから、教育に関連しては、非障害者の中でのニートの割合と障害者の中でのニートの割合を比べようということだとか、ヘルス・アンド・ウェルビーイングというか、QOLの関係では自分の人生に満足している人の割合がどうかということと比較しようということを行っています。すぐこういう調査を日本でもやるということは非常に難しいと思うのですけれども、むしろ新しい第3期の基本計画、この5年間を使って、そういう指標を開発するというようなことこそがこの政策委員会としては非常に重要な役割なのかなと思っていますので、拙速にどんどんすぐやるということではないですけれども、こういう観点での評価の仕方を日本にも定着するようにしたいものだと思います。

○石川委員長 佐藤委員、ありがとうございました。指標開発についての御意見、承りました。

それでは、最後だと思います。清原委員、お願いします。

○清原委員 ありがとうございます。全国市長会、三鷹市長の清原です。

私も第3次の基本計画のモニタリングに向けて幾つかの視点を問題提起させていただきます。

1点目は、先ほど阿部委員もおっしゃっていただきましたが、この基本計画を実現していく上では、担い手として都道府県、そして市町村という自治体がやはり役割を基本的に担っている部分があります。したがって、第2次までの基本計画については、各府省がみ

ずから何をしたかということを中心にその内容をレビューされていらしたようですが、例えば都道府県にこのような指針を示したとか、都道府県を通じて市町村にこのような指針を示したということで、市町村の現場が進んだものが幾つかあります。

例えば基本的には情報提供で「情報バリアフリー」ということでいえば、総務省がもうこの計画の早い段階で市町村に向けまして「ホームページを点検する基本的な方向性」を示したり、あるいは「JIS規格」を改めていくというようなことを各府省協力して進められています。それは各府省がホームページをバリアフリー化しただけではなくて、やはり市町村、都道府県にも影響を与えています。そういうことがありますので、必ずしも主体として各府省が臨んだことでなくても、都道府県、市町村がその指針等を受けて改善してきたという方向があります。

あわせて、先ほど後藤委員も御指摘されたのですが、例えば自治体だけでも、国だけでも進められないものがあります。1つ例示いたしますと、鉄道においてエレベーターを駅に整備するとか、あるいはエスカレーターを整備することです。これは基本的に国の方針として定められていますが、財源としては、国だけではなくて、都道府県あるいは市町村、鉄道事業者が応分に負担してこの取り組みができます。ですから、市町村が計画に入れなければ、なかなか、ある駅はどうしても財源不足でできないというようなことがあり、法律で財源負担が示されているケースなどは事業が動かないということもあります。担い手がやはり民間の事業者と国、都道府県、市町村が連携することで成り立つというものもございまして、このような基本計画の「推進の担い手」というのが多様であるとき、今後、どのように計画の進捗状況を記載していくかというときに、それぞれの役割、あるいは実績が明確になるようなまとめ方が必要だというのが1点目です。

2点目に、これは多くの委員の皆様がさきの国際的なモニタリングの調査などを踏まえても御指摘ですが、どのように指標をつくっていくかというときに、自治体は法定計画として障害計画をつくり、3年ごとにこれまで更新してきたのですが、必ず実態調査として障害当事者の皆様の御意見をアンケート調査等、あるいはグループディスカッションなどで聞かせていただいています。そのときに、やはり、「定量的な指標」だけではなくて、いかに「定性的な指標」を入れていくかということ現場の市町村、都道府県は悩んでいるわけですが、今後、その第3次の基本計画を国の進捗状況を私たちがどう評価していくかというときに、市町村のデータの積み上げだけでもないでしょうし、都道府県の評価の積み上げだけでもないでしょうし、国としてマクロに指標を持って評価を総合的にしていかなければいけないし、地域の違いを尊重しながらも、全体としての進捗状況を正しくして、その中で不足しているところは補っていくことも必要でしょうから、「定量的な指標」と「定性的な指標」、つまり、府省がそれぞれに行政評価、政策評価の中で進められている御経験がもう10年余りあると思いますから、そういうところのヒントをいただきながら、私たちが評価していくときにどのような指標を集めることによって、網羅的には難しいかもしれませんが、それぞれの計画の1つの進捗状況は把握できるというものが生み

出せたらいいなとも考えています。

最後に、基本計画を進めていくときには、やはり障害当事者の方、御家族の方、また関係の支援団体や、あるいは社会福祉法人やNPO等の皆さんがどれだけ一緒に計画を進めていくかということが大事ですし、実はその計画の中身を進めていく上でそういうお声が随所に上がってこなければいけないと思います。この政策委員会は当事者の方もいらっしゃるし、関係団体の方もいらっしゃるの、そのような仕組みはできていると思うのですけれども、ぜひ今後とも評価をしていくときに、多元的多層的な意見が有効に評価に反映できるような仕組みをこの政策委員会の皆さんと御一緒に考えていければありがたいなと思います。

それで、自治体が、私たちが評価していく上でも大いに参考にさせていただけるのではないかなとも思っています。

以上です。ありがとうございます。

○石川委員長 清原委員、ありがとうございました。

それでは、ここまでとさせていただきます、休憩とします。3時50分から再開します。

(休 憩)

○石川委員長 障害者差別解消法に基づく基本方針の案に障害者政策委員会として意見を述べるに当たりまして、これまで何回かにわたって関係団体からのヒアリングを実施してまいりました。

本日は、障害者放送協議会様から意見をお聞きしたいと思います。約15分間程度意見を述べていただき、その後、質疑応答を行うことといたします。障害者放送協議会の河村様、矢澤様、本日はお忙しいところ御出席をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、よろしく願いいたします。

○矢澤氏 障害者放送協議会の災害時情報保障委員会の委員長をしております矢澤です。

まず、私のほうから放送協議会のバックボーン、活動について御説明したいと思います。

さきに資料2に出しましたことが非常に抽象的ですので、具体的な事例をお話しさせてもらってこの内容を皆さんにお伝えしたいと思っています。よろしくお願いします。

今回はこのような機会をつくっていただきまして、本当にまことにありがとうございます。放送協議会の立場から、障害者と災害という視点で意見を述べさせていただきます。

1995年に起きた阪神大震災の後、1998年に障害者放送協議会が設立され、放送・通信における著作権問題の提言、字幕や手話等のバリアフリーの提言、及び障害のある人に対する緊急災害時の情報提供の提言などを目標にして活動してきました。

これまで多くの調査やシンポジウムなどを企画し、提言を行い、障害者別に対応した災害マニュアル、障害者と災害をつくり、普及啓発に努めてまいりました。

しかし、3.11の後、防災関係者からは、これまで行ってきた国の施策はほとんど役に立

たなかったと言われております。今回はその1例を御紹介したいと思います。3.11の中で、この災害で障害者は健常者に比べて2倍もの犠牲者を出しているということが判明されました。このことは大変重要なことです。この原因の一つに、災害時の情報保障が問題になっています。的確な情報と的確な指示があれば多くの人の命が救われたはずです。

一例として、宮城県の沿岸には50人規模の福祉施設が多くありましたが、ある施設では車で避難したため、入所者と職員六十数名がほとんど死亡、行方不明になりました。別な施設では、車で避難している途中、ラジオ放送から、予想以上の大きな津波が来ていることを知り、引き返し、近くの仙台空港の屋上に避難することができてほとんど被害者がいなかったそうです。

もう一つの例ですが、福島県に住んでいる筋ジストロフィーの青年は祖母と暮らしていましたが、地震が起きた時間帯は福祉サービスが途切れていました。親戚が駆けつけたときには、津波はすぐそこまでやってきて間に合いませんでした。青年は、もうあきらめましょうと言いながら、祖母と津波に飲まれていきました。

このことから、的確な情報と人のネットワークがあれば多くの犠牲者が助かったわけです。障害者放送協議会では、2012年5月9日に、災害時における放送・通信のあり方に関する要望書を製作し、関係機関に提出し、要望してきました。

お手元に別紙を配らせていただきましたので、御参照ください。

その内容は、東日本大震災のような大規模災害において、重度の視聴覚障害者が避難できるよう、次のように要望しています。

1として、東日本大震災における障害者の被災状況についての統計データを明らかにしてください。

2、災害における日常の対策について、(1)防災対策検討に必ず障害当事者を含めること。

(2)地域・施設における適切な避難訓練の実施を行ってください。

(3)適切な訓練用機材の作成。これは後から河村委員長からも話があるかと思います。

3番として、災害時において、(1)障害特性に応じた避難情報を的確に提供してください。

(2)地震等のときに災害情報を提供するJ-ALERTというシステムがありますが、これが多くのシステムに届くようなシステムをお願いします。

(3)コミュニティにおけるネットワークづくり、これを地域につくってください。

4、避難後として、(1)避難所での人的支援。

(2)安否確認のための個人情報の提供について。

(3)被災地で放送通信情報の確保。

このことを各関係団体をお願いに行っております。このようなトータルな防災訓練の例としてJoinTownプロジェクトを御紹介させていただきます。

徳島県美波町の阿部地区には、周りを山に囲われた良港ですが、南海トラフの巨大地震

で起こる津波の暫定浸水予測では阿部港が最大20mと県下最大の発表があり、全国で最悪の地というような不安感がありました。そこで住民たちは立ち上がり、自前の防災対策を行いました。近隣の集落への古い山道の岩を手作業で省き、崩れたところに石を積み、立ち木に古いロープを張り、手すりにし、自分たちのマイ避難路をつくりました。積極的に行政からのモデル事業に取り組み、徳島県美波町の防災事業で阿部地区に展開し、県や町の予算を活用しました。モデル事業の1つに、日本テレビが開発したJoinTown構想。これはテレビ電波により災害発生時に各家庭のテレビに直接個人名を表示して、最適な避難路を示す新しいシステムです。これを使った訓練が1月19日に阿部地区全町民参加で行われました。このシステムは、通常時には遠隔地からの安否確認として活用できるもので、今後の新しい防災システムとしては大いに期待できます。

今後期待される防災の新しいシステムを御紹介させていただきましたが、国民が一体となって災害に対する抜本的な対策、準備や訓練、そして、いつでも確実に必要な情報が手に入るようなシステムの検討をしていただけたらと思います。

以上、災害時情報委員会の立場からお話しさせていただきました。御清聴ありがとうございました。

○河村氏 引き続きまして、障害者放送協議会著作権委員会の委員長を務めております河村から、知識・情報・コミュニケーションのアクセシビリティについての提言をまとめさせていただきますと思います。

私は障害者放送協議会の設立のときには、同協議会の事務局長を務めて、現在は著作権委員会の委員長を務めております。本日は、3点の差別解消の具体策について、今、矢澤委員長が述べました具体例に則して幾つか述べさせていただきますと思います。

まず最初に、障害者も役割を持って参加できる防災ということを事例に述べたいと思います。

先週、仙台で、アジア太平洋地域の18カ国、95人の、政府の防災専門家と、本日のこの委員会に参加しておられる委員の方も4名御参加いただきまして、障害者も役割を持って参加できる防災を実現するための国際会議、仙台会議と略称しておりますが、開催いたしましたし、結論を文書で取りまとめ、参加者がみんなでそれを国際的に広めるということを合意いたしました。この合意文書は、先日、内閣府の防災担当の古屋大臣のほうにも直接手渡しをさせていただき、御意見もいただきました。

この合意の最も重要な内容は、障害者も参加できる防災は地域の全ての人を安全にするという認識であります。東北大震災の尊い犠牲から、私たちは大規模な災害のときには誰も助けに駆けつけることができなくなるという厳しい現実を学びました。けが人や精神的に大きなショックを受けた人々も共に避難する際に必要なノウハウの共有と環境整備は、障害者も参加する地域の防災活動の中で進めることができます。特に避難訓練は、障害者自身が参加して、どうすれば皆が安全に避難できるかを工夫する機会になります。国と地方自治体は、そのような障害者も参加できる地域の防災を進めるための環境整備と人材育

成の責任を負うべきということを仙台会議の成果文書は明らかにしています。

続きまして、ICTのユニバーサルデザインと支援技術ということを議論いたしましたので、そのことについても申し述べたいと思います。

仙台会議は、会場そのものはバリアフリーの会場を使用しましたので、これは特別何もしなくても誰もが参加できる会場でありました。これはまさにユニバーサルデザインの成果であろうと思います。ただし、そこで国際会議を成立させる、特に障害のある方がさまざまな合理的配慮を使いながら積極的に参加するためには、手話通訳、それから、日本語と英語の両方の字幕、盲ろう通訳介助者の活躍、IPTV、これは非常に高精細なインターネットテレビの規格でございますが、これを使うことによって、画面の中にある文字もはっきり読めて、同時にそこに登場する人物も広く見える。大きな画面に映したときに非常に重要な情報が全て視覚的に認識できるというものでございます。

ほかに少し品質は落ちますが、速報性のあるUstream、あるいはGoogleハングアウトなどのコミュニケーションの保障を行いました。

この会議には、マニラあるいは浦河といった遠隔地からの参加もありまして、それぞれの地域で手話通訳、あるいは浦河からは、浦河べてるの家の精神障害を抱える地域で暮らす皆さんが、自分たちの集団で寸劇を上演して、日ごろ重ねている避難訓練の成果というものを紹介していただきました。

また世界盲ろう者連盟事務局長の福田暁子さんにも御参加いただいたこの仙台会議の組織委員会は、主にメールで議論を重ねました。盲ろうで電動車いすを使い酸素吸入も欠かせない福田さんは、点字ディスプレイで文字を指で読み、誰よりも早くメールに返信し、仙台会議の会場では通訳介助者の皆さんとのチームプレーで大活躍をされ、環境整備と合理的配慮によって誰もが役割を持って参加できるということを改めて実証していただきました。

仙台会議の成果文書は、国と自治体による障害のある人々が利用可能な物理的環境と情報環境、公共交通機関及び関連サービスの推進と、それを補う支援技術及びサービスの開発、また、その普及を求めています。

最後に、知識を得ての合意ということについて述べたいと思います。仙台会議では、東北大震災の際に津波の警報があつたにもかかわらず、ある人は避難し、ある人は避難できずに犠牲になった。これを解明することが今後の津波の犠牲を減らすことにつながるということが全体の議論の中で確認されました。地震を体で感じて、あるいは警報を受けて、津波の危険に備えて避難するかしないかを一人一人が判断します。判断の基準になるのは、それまでに得た知識と体験です。障害者を含む全ての人が事前に正確な判断を下すための十分な知識と体験を得ていることが災害軽減のために必須です。

防災に関する文書、地図、ビデオ、放送、災害アーカイブ等の知識を得るための出版物とメディアがアクセシブルなものになる。これはユニバーサルデザインと言っていいと思います。出版物等がアクセシブルになるように研究開発が必要です。その研究開発成果を

いち早く生かすための国と自治体、国立国会図書館及び出版業界、放送業界等の格段の努力が必要になります。

だれもが役割を持って参加して、災害の際にも人々の安全を守れる社会の構築のために、これらの分野での障害者権利条約第11条の実施について障害の視点でのモニタリングが全ての人の安全につながると私たちは考えております。

また、国においては、著作権法第37条等を初めとする著作権と知識・情報のアクセスを保障するための法的環境整備をさらに進めて、盲ろう者と知的障害者も理解し、参加できる合意プロセスの形成を支援することを強く望みます。

御清聴ありがとうございました。

○石川委員長 ありがとうございました。

それでは、各委員からの質問等を受けたいと思います。挙手をお願いします。

それでは、新谷委員、お願いします。

○新谷委員 全難聴の新谷です。

ありがとうございます。漠然とした質問になるのですが、例えば私たち字幕を全ての放送時間につけるとか、地方局も全部字幕をつけろとかという話をすると、いつもお金の問題にぶつかってしまっていてそれ以上進展ないということが多いのです。今IPTVのアイデアを出されましたけれども、そんなにコストをかけなくてもオープンソフトでいろんな人がアイデアを出すことによって、これから地方でも簡単に字幕とかスワイプを入れられますよ、ワイプを入れられますよというような形のイメージで広がっていくという可能性はお持ちなのですか。

○石川委員長 それでは、河村様、お願いします。

○河村氏 IPTVは1つの回答になると思っています。IPTVの例えばリモコンには、音声については最初からステレオと多重音声というものがありますし、また字幕に関しては、オープン字幕以外にクローズドキャプションのスイッチというものもついております。これらは規格でもってサポートしておりますし、またIPTVの国際規格を管理しているITUのほうでは、この6月にもまた北海道でアクセシビリティに関するワーキンググループというものも開催して、活発にアクセシビリティの実装を用意しております。アメリカの実情を見ますと、やはり放送局の義務化の後には、実際にそれができておりますので、クローズドキャプションの場合には本当に誰もが便利になるということが文字どおり実現できると思いますので、オープンキャプションとクローズドキャプションを併用しながら、全ての番組に字幕をつけていくということが十分成立すると私自身は考えております。

○石川委員長 ありがとうございました。

新谷委員、よろしいでしょうか。

○新谷委員 はい。ありがとうございました。

○石川委員長 それでは、土本委員、お願いします。

○土本委員 ピープルファースト北海道の土本秋夫と申します。

仙台会議には、知的の障害の人たちが参加したのかどうかと、札幌市では福祉避難所の公開をしていない、何も伝えていないという状況があるということですがけれども、非常に片仮名でいっぱい言われてもさっぱり知的ではわかりません。何を言っているのかということも。なので、どうやってつくればいいのか、やっていかなければならない情報ももらえるのかどうか。幾ら合理的配慮をしても自分たちが参加していなければ、何でも合理的配慮は言っているだけで、実際に自分たちがやらないとわからない部分がありますので、その点です。

○石川委員長 それでは、河村さん、お願いします。

○河村氏 仙台会議には、北海道の浦河町ともIPTVという高精細のビデオで結びまして、そこには重度の精神障害の方とともに、知的障害をお持ちの方も参加され、実際に避難訓練の映像を自分たちの寸劇で送っていただいたのですが、その締め言葉のいただいたのは、知的の養護学校に通っておられた方です。会場のほうにはインクルージョンインターナショナルの代表の方がおられましたけれども、その方は知的障害の御本人ではありませんでした。あと、御家族の方で自閉症のお子さんのお母さんとか、そういう方たちも参加しておられました。

もう一つ、私の言葉だけで今回プレゼンをさせていただいたのですが、やはり知的障害の方などにもわかりやすく御理解いただくためには、動画とか、画像を使うということは不可欠だと思います。手話あるいは字幕とそういう画像を使うということを同時に成立させるための技術の開発というのもIPTVのアクセシビリティの中ではより広い画面で使えますので、可能性が高いのではないかとということで希望を持って開発しているところです。これからどうぞよろしく願いいたします。

○石川委員長 ほかに御意見、御質問のある委員がいらっしゃいましたら、挙手をお願いします。

では、勝又委員、お願いします。

○勝又委員 勝又です。

質問ですがけれども、今回、河村さんは著作権委員会の委員長というお立場なのですが、私、知的・情報コミュニケーションのアクセシビリティと著作権ということで、国や、いわゆる公的な機関の著作権については、日本では全てフリーにしてもいいというような判断はまだくだっていないと聞いているのですが、一方アメリカは法律で原則として著作権は存在しないと、かじったような知識で余り詳しくはないのですが、今回、この問題の中で著作権で一番ここを変えてもらえば非常に使いやすくなるというような争点がありましたら教えていただきたいと思います。

○石川委員長 それでは、河村様、よろしく願いします。

○河村氏 著作権に関しては、今年の6月にマラケシュというアフリカの地で世界知的所有権機関に加入する日本を含めた186の全ての国が合意して新しい条約が成立しました。それは、普通の紙で印刷した図書を読めない人々のアクセスを保障するための条約というこ

とで、それぞれこれまで各国の著作権法で決めておりました例外規定がございまして、日本の場合には37条あるいは35条というもので、特に37条は障害のある方たちのアクセスを保障するために著作権を制限するということが明確に決めております。そういう個別の制限をしていたものが国境を越えてこれまで交換できないというのが不自由だったということで、世界中で足並みをそろえようということになりまして、一定の範囲内ですけれども、著作権を制限するのだと。それはアクセスを保障するために制限するということが国際合意ができ上がりました。

今、一番日本の場合ということで考えますと、日本はある意味で国際的には一番高い水準の著作権上のアクセスを保障するための機会をふやすということができておりますが、それでもテレビ、ビデオに字幕を入れたときに、その字幕を入れたものの再利用というところに非常に大きな制限がございまして。それは、字幕を入れた字幕そのものは流していいけれども、その後ろにある動画像と一緒に流してはいけないというものなのです。これは、そういうような特別なシステムを使えば両方一緒に見るということも可能だと思いますが、具体的にいきますと、災害の早期警報というのは、必ずテレビあるいは何らかのそのときのリアルタイム放送で来ます。これを逃がすと本当に命にかかわることになります。

それが、ある方たち、例えば地図で示されてもこれだけではわからないという方たちにわかるように改変をして再放送するということについては、今、著作権法上は制約があってできないという解釈がされるかと思っております。ただし、実行上は、前回の東北大震災のときは、ある機転をきかせた高校生か中学生ですか、Ustreamでずっと画像を流したということをやって、それに対して放送局が文句を言わなかったということがございまして。でも、それはある意味で違法行為であるわけです。法を遵守したらできないという必要な活動、それを違法でやらなければいけないというのは、公的機関はできないので、やはり私どもは少なくとも災害のときにはフェアユースの規定を適用するべきであろうと。フェアユース規定に関しては、人の人命にかかわる、特に大規模災害等については明確に著作権法の中で規定するべきであるということを障害者放送協議会では決議をしております。

○石川委員長 ありがとうございます。

では、藤井委員長代理、どうぞ。

○藤井委員長代理 藤井です。

きょうのお二人の話の中で出ていなかったのだけれども、多くの人の持っている機器としては携帯があると思うのです。これの効力やら今度の災害との関係で障害と携帯との関係を含めた改善点、この辺が多分これからの大きなポイントの一つになると思うのですが、もしわかる範囲で、あるいは私たち、これは携帯の場合には全部業者、民間なのでどんなふうにして要望していくかということはあると思いますけれども、わかる範囲で教えてくださいませんか。

○河村氏 それでは、わかる範囲で。実は、総務省のサイトを見ますと、恐らく100ぐらいの携帯を活用した災害のときのアプリケーションというのが出てくると思います。それら

の一つ一つが先ほど矢澤委員長からも御紹介がありましたように、いろんな可能性を秘めています。ただ、重要なことは、どの携帯を持っていても、また、その携帯を持ってどこにいても互換性がとれている。つまり、必ずそのとき必要な情報が自分に必要な形で手に入るという基準の設定だと思います。

たくさんいろんなイニシアティブがあるのはいいことだと思いますけれども、それはあくまでも基本的なことに関しては、どこに行っても同じように自分に必要な一番重要な情報が自分にアクセシブルな形でアクセスできるという基準の設定、そういう開かれたシステムが国境を越えて世界中で使えるというような積極的な標準化というものが大前提になっての重要な役割を携帯が果たすということだろうと思います。

○石川委員長 その前に、河村様のイニシアティブというのは活動とか実践という意味でよろしいですか。

○河村氏 はい。そうです。済みません。

○石川委員長 では、後藤委員も関連ですか。

では、先に清原委員、それで後藤委員で最後とさせていただきます。

○清原委員 ありがとうございます。全国市長会、三鷹市長の清原です。

今、藤井委員長代理から大変重要な問題提起がありまして、私たちも携帯電話については注目していて、三鷹市でしている取り組みを御紹介します。

エリアメールというサービスがありまして、携帯電話各社がその地域で、例えば地震に関する情報、あるいは風水害に関する特別警報あるいは大雨洪水警報とか、大雪警報とか、そういうものが出ましたときに、その地域に住んでいる、住んでいないにかかわらず、そのエリアに滞在している人の携帯電話に速報を流すというサービスがあります。当初は一部の携帯電話会社だけでしたけれども、いろいろ話し合いました、ほとんどの携帯電話会社で、そのような地域に限った限定的な情報を流すことを自治体や関係機関と連携して行っています。

ただ、音声ではなくてメールでの情報が一般的なもので、「エリアメール」というぐらいです。ですから、視覚障害のある方には音声で伝えることができるというようなサービスに多元化していく必要があると思います。

また、三鷹市では防災行政無線が聞き取りにくいというお声が多く届いていまして、今、サッシなどが整備されたせいか、外の防災行政無線が自宅内にいると聞こえないということで、防災行政無線の内容については、ケーブルテレビの文字放送、そして、安全安心メールに登録していただいている方には、その登録した方全てに文字でお伝えする、あるいはホームページやツイッターで同時に流すということをしています。先ほど矢澤さんから「J-ALERT」の活用をという問題提起がありましたが、もちろんJ-ALERTも防災行政無線もそうですが、音声だけではなくて、警報だけではなくて、文字やほかのメディアで伝えるようなことを試行的に進めていますし、総務省が特にそうしたモデル事業を進めていますので、ぜひそうした情報の共有が進み、各自治体でも情報通信関連企業と連携して、こ

のような取り組みが進めば、障害のある方だけではなくて、高齢者やあるいは子育て中の人とかに大いに役に立つと思います。

以上です。ありがとうございます。

○石川委員長 ありがとうございます。

それでは、後藤委員、お願いします。

○後藤委員 日本福祉大学の後藤でございます。

コメントですが、「災害のとき障害者に」ということは普通「特殊な状況で特殊な対象者に」という問題と受けとめがちですが、いただきました資料に障害者も役割を持って参加できる防災と書かれてあるのを拝見しますと、アクセシビリティに関して抜けていたことに気づかされました。一般の人たちが逃げる際のモビリティ、逃げる能力や手段も落ちますし、情報や判断力も、そういう非常の場合には総合力が落ちます。障害のある方を高齢社会の水先案内人ということがあります。鋭い気づきですね。先のことがわかる。それによって、ユニバーサルデザインの水準を上げていくことに障害者の気づきが役に立つ。このことが、例えば駅のエスカレーターやエレベーターのように、一般の人にも便利になっていく。一般には気づかなかった災害時の危険というのを障害の方々から教えてくださるという役割があると思います。大変大事な取り組みだと思いますので、一般にも役に立つのだよと、特殊なときにより厳しい状況なので何とかしてということではなくて、一般にもすごく役に立つのだよというような理念を前面に出されて一層みんなのために活躍していただければと思います。

以上です。

○石川委員長 ありがとうございます。

以上でヒアリングは終わりたいと思います。障害者放送協議会の河村様、矢澤様、ありがとうございます。（拍手）

なお、先ほど土本委員のほうから資料が皆様のお手元に配付されているかと思います。

最後に、土本委員からこの件につきまして御発言をいただければと思います。

○土本委員 最初のころの地域協議会に発言すればよかったのですがけれども、発言しそびれた部分もあるので、詳しいことはそこで文章で書いてありますので見てください。

やはり誰の差別解消法なのかということをもとに、それぞれ地域に帰った後、つくっていただければいいかなと思います。以上です。

○石川委員長 ありがとうございます。

それでは、本日の議事はここまでとしまして、事務局から次回の政策委員会の開催等についてお願いいたします。

○加藤参事官 次回の日程につきましては、委員長と相談の上で改めて各委員の御連絡をさせていただこうと思っております。

以上でございます。

○石川委員長 どうぞ。

○勝又委員 この委員会の委員の任期は5月末までだと私は理解しておりまして、次に委員にならなければもうきょうが最後だと思うものですから、次の予定を調整させていただきますというのに、5月末までにあるのかないかぐらひは教えていただきたいと思ひます。

○石川委員長 内閣府のほう、お願いします。

○加藤参事官 まず1点、誤解があるといけませんので、先生方の任期は、5月20日まででございます。今のところ、ありていに申し上げますと、それまでに開会するのは難しいかなというのが事務局の見込みです。

以上でございます。

○石川委員長 ほかに何か御意見、御質問ありますか。閉じて大丈夫でしょうか。

それでは、以上をもちまして第12回の「障害者政策委員会」を終了いたします。

本日は御出席、ありがとうございました。